

令和元年 5 月 24 日 開会
令和元年 5 月 24 日 閉会
(臨時第 4 回)

大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 2 号

令和元第 4 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

令和元年 5 月 21 日

大山町長 竹口 大紀

1 日 時 令和元年 5 月 24 日（金） 午前 10 時

2 場 所 大山町役場議場

3 付議事件

1) 議案第 60 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○開会日に応招した議員

森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	加 藤 紀 之
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
米 本 隆 記	大 森 正 治
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美智恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
西 山 富三郎	杉 谷 洋 一

○応招しなかった議員

なし

第 4 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

令和元年 5 月 24 日（金曜日）

議 事 日 程

令和元年 5 月 24 日（金曜日） 午前 10 時開会

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 60 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番 森 本 貴 之	2 番 池 田 幸 恵
3 番 門 脇 輝 明	4 番 加 藤 紀 之
5 番 大 原 広 巳	6 番 大 杖 正 彦
7 番 米 本 隆 記	8 番 大 森 正 治
9 番 野 口 昌 作	10 番 近 藤 大 介
11 番 西 尾 寿 博	12 番 吉 原 美 智 恵
13 番 岡 田 聰	14 番 野 口 俊 明
15 番 西 山 富 三 郎	16 番 杉 谷 洋 一

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持 田 隆 昌 書記 …………… 生 田 貴 史

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀 副町長 …………… 小 谷 章

総務課長 ……………野 坂 友 晴 財務課長…………… 金 田 茂 之
税務課長 ……………二 宮 寿 博

午前10時開会

- 議長（杉谷 洋一君） みなさんおはようございます。
 - 局長（持田 隆昌君） 互礼を行いますのでご起立ください。一同礼。着席ください。
-

開会・開議・議事日程

- 議長（杉谷 洋一君） ただいまの出席議員は、16 人です。
定足数に達していますので、令和元年第 4 回大山町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に 配付のとおりであります。
-

日程第 1 会議録署名議員の指名について

- 議長（杉谷 洋一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の 規定によって、13 番 岡田 聰議員、14 番 野口俊明議員を指名します。
-

日程第 2 会期の決定について

- 議長（杉谷 洋一君） 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

- 議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は 本日 1 日限りに 決定しました。
-

日程第 3 議案第 60 号

- 議長（杉谷 洋一君） 日程第 3、 議案第 60 号大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

- 町長（竹口 大紀君） おはようございます。
議案第 60 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成 30 年 9 月定例議会で議決となった国民健康保険税の賦課方式を 3 方式

に移行することを踏まえ、新たな税率・税額について、国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申に基づき、大山町国民健康保険税条例の改正を行うものです。

主な改正内容については、まず、医療分につきましては、所得割算定率を 100 分の 6.79 に、均等割額を被保険者 1 人当たり 2 万 5,300 円に、平等割額を 1 世帯当たり 2 万 2,800 円、特定世帯は、1 万 1,400 円、特定継続世帯は、1 万 7,100 円に改めるものです。

次に、後期高齢者支援金分につきましては、所得割算定率を 100 分の 2.38 に、均等割額を 8,900 円に、平等割額を 8,000 円、特定世帯は、4,000 円、特定継続世帯は、6,000 円に改めるものです。

介護納付金分につきましては、所得割算定率を 100 分の 2.07 に、均等割額を 1 万 600 円に、平等割額を 6,500 円に改めるものです。

また、軽減世帯に対する減額につきましても、改正税額にあわせてそれぞれ改めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の大山町国民健康保険税条例は、令和元年度分の国民健康保険税から適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によることとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（14 番 野口 俊明君） 議長、14 番。

○議長（杉谷 洋一君） 14 番 野口俊明議員。

○議員（14 番 野口 俊明君） 今、町長のあれで審議会のほうに諮って、それから健康保険運営協議会を開かれて、審議されたということではありますが、その協議会のなかの委員さんの意見というものが出たのかお知らせ願いたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） 委員さん方からは、まず一つ、この税率、税額につきましての考え方の確認なり、今後の医療費の移行でありましたり、被保険者数の傾向などの質問をいただいたところでありまして、以上です。

○議員（14 番 野口 俊明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口議員。

○議員（14 番 野口 俊明君） はい、だいたい分かりました。そういたしますとですね、被保険者代表、それから公益代表、医療機関代表という 3 つの代表が出ておられるわ

けであります。これについての各分野でのご意見の内容、相違、そういうものをお知らせ
願いたいと思います。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） 被保険者代表の方からは、税率が変わることによりま
して、例えば資産割がなくなるわけですので、その影響のご質問をいただいたところ
すし、医療機関代表者からは、医療費の傾向がございます。その上で、このたびの改正
に共います税率なり税額に対しまして、概ね賛同いただいたようなご意見をいただ
いたところがございます。あと、公益代表の方につきましては、会長さんもその中でござ
いますので、今後の医療費対策、健康づくりに対する、を推進する旨のご意見をいただ
いたところですので、以上です。

○議員（14番 野口 俊明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口議員。

○議員（14番 野口 俊明君） 今、3者の大まかなものを聞いたわけではありますが、全
体の会議としてはこれをよしということで、審議会の答申をよしということで協議会
はやられたということではありますが、今後についてのいろんな動向とか、我が町の今後に
ついてとか、いろんな話をなされているんじゃないかと思いますが、そういうところ
について少し詳しく、私これ今3回目ですんで、中途半端に答えないでください。ちゃん
とした、将来我が町の展望とか、いろんなことが年に1回ぐらいの、1、2回の会合で
しょうから、話されていると思います。そこらへんのことを少し我々に詳しく教えて
いただきたいと思います。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） 具体的に申し上げますと、まず一つは、一人当たりの
医療費が今後上がっていくという傾向がございます。その点につきまして、一つは本町
の健康づくりの大きな柱でございます、食生活の改善、運動の推進、そして検診の受診
率を挙げていく、そういった大きな柱の3本を今後も進めていくということを説明いた
しました。そのなかで検診につきましては、昨年度から個人負担の無料化なりセット検
診、あと休日検診の実施を行っているところでございます。

そのことも令和元年度におきましても引き続きやっていきまして、受診の勧奨になり
まして早期発見、その上で医療費を抑える、抑えていくということをやっていきたく
いような説明をいたしました。

それと、もう1点は、薬剤につきましてもジェネリックの活用を推進していくとい
うような話をさせていただきまして別紙、受診のそういったパンフレットも活用した説明
をしたところでございます。

以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（杉谷 洋一君） 9 番 野口議員。

○議員（9 番 野口 昌作君） この度の改定のされておるなかで、最終的にですね、1 人当たりの調定額がこれまでよりも、平成 30 年度よりも低くなってきているという状況のようだと思いますが、その低くなってきたということはですね、一人当たりの調定額が減ってきたということになるということは、医療費というものが、医療費なりですね、それから支援分、介護分というものが、減ってきたでないかというぐあいと思うわけです。一人あたりは減ってきたから調定額が減ったという状況になるでないかと思えますけれども、そのへんの流れとしてはどういうことが特徴付けられますか。お尋ねいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） 税率、税額を算出する際の大きなその基礎となる金額ですけれども、県に納付します国民健康事業費納付金というのがございます。お手元に運協の資料があるかと思いますが、5 ページのほうの上段で必要となる保険税額という表がございまして、そこに県提示の納付金を払うために必要となる調定額というところがございます。

県が示しましたこの金額に基づきまして、本町としましては、平成 30 年度において所得割、資産割、均等割、平等割、その割合を運協でのご意見もいただいて、このたび大きく資産割を 49%、均等割を 34%、平等割を 17%と改定したところによります。そのことによりまして、試算した結果が、このたびの令和元年度のこのたび上程させていただいた税率、税額ということとなります。このことによりまして、県が示した納付金は支払うことができるということとなっております。合わせて平成 30 年度から財政部分のおきましては、県との広域化というものが始まっております。その制度改正におきまして、県のほうも激変緩和というようなことの処置もとるということがあっております。それも踏まえてこの度の提案に至ったところでございます。以上です。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口議員。

○議員（9 番 野口 昌作君） 県のほうのですね、激変緩和というようなことがあってというようなこととございますけれども、結論的に大山町民の一人当たりの医療費なり

の負担というものが減ってきているか、そのために税額が減ったのか、それじゃなしに一人当たりの医療費は伸びているけれども、いろいろな激変緩和措置とかの流れのなかで減ったかということをお尋ねいたします。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） 結論から申しますと、一人当たりの医療費は伸びております。ですから、伸びています。ただ、先ほど申しましたように、県の納付金の算定基準となりますのは、過去3年間の医療費なり所得を基に算出されておられますので、それにもとづいて町のほうに納付金の提示があった。それに基づいてこの度の税率、税額を算出したということでございます。以上です。

〔 「はい、分かりました」と呼ぶものあり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

○議員（8番 大森 正治君） 議長、8番。

○議長（杉谷 洋一君） 8番 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 今の国保運営協議会の資料を見ますと、6ページですよね、先ほど野口昌作議員のほうからも質問があったように、40歳から64歳の一人当たりの調定額、これ前年度との比較ということでもあるんですが、ままここが分かりやすいからまずここを言うんですけども、これが約9,400円の前年度減になるとか、それからそれ以外の人も前年度の比較でその上にあるように医療費分と支援分ということで、4,300円の減になるということですが、その要因は何かということで今、野口昌作議員からあったわけですけども、これは資産割がなくなったからということもあるのかなということや、それから激変緩和措置を県のほうがしてくれたので、こういう結果になったのかなというふうに思うんですが、ちょっと今の説明では分かりにくかったので、まあ納付額が県のほうから示されて本町では前よりも減ってきているということもあるのかなと思うんですけども、その辺をもうちょっと整理して説明もう一度説明していただきたいと思います。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） お答えいたします。

改めまして県が示した金額がでございます。それに対しまして、このたびは、まず一つ、基金の繰り入れも1,000万、予算計上させていただきまして、それをさせていただくということもでございます。あとは、一般会計から、これは国県からも補助があるわけですけども、財政、保険料軽減額の、基盤安定制度分ということで、一般会計からの繰り入れもでございます。

そういったことを踏まえて、先ほどの所得割、均等割、平等割の割合で計算しました

ところ、このようなこのたびの一人当たりの調定額、前年度に比べたらマイナスということとなったしだいでございます。以上です。

○議員（8番 大森 正治君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） ちょっとね、分かりにくいんですよ。ですから、そのへんがよく分かるような資料も示して、やっぱり説明をいただきたいと思うんです、私は。ただあと2回しか私も質問がないので、次の質問もしたいことがあるので言いたいんですが、今のように単純に考えると一人当たり調定額が減っているの、被保険者からみると非常に好ましいことだ。負担が減って良かったなというふうに思うわけですけどね、そのへんの理由をもうちょっとはっきり分かるような資料も示しながら、この後でいい、この後というか、これからでもいいですから示して欲しいんですが。

ただですね、資産割がなくなって、4方式から3方式になったわけですけども、それによって資産が今まであった人は、税が軽くなっていると。国保税が軽くなっているということが言えると思います。そのへんも以前、あれは事例を出されたわけですのでだいたい分かります。

それから逆に、資産がないけどもという人にとっては、所得割が増えているわけですから、その他の平等割も均等割も、そっちのほうが増えるので、どうしても今までも高くなるというのがあると思うんですよ。ですから、そのへんの細かい数字ですね、どれだけの影響がどれだけの世帯に出てきたのかというのがもう分かると思います。昨年度の所得税がはっきりしたわけですので、それに基づいてですね、この特に負担が増える世帯は、あると思うので。この国保税が増える世帯はどれぐらい、あるいはどれぐらいの額が増えるのか、というのを試算もしていらっしやらないといけないのではないかなと思うんですが、試算されていたらそれを示していただきたいと思います。これは税務課ですよ。よろしくお願いします。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） 例えば、具体的な例で申し上げますと、4人世帯の30代、いわゆる介護保険部分に該当する世帯は、先ほどの税額、介護2のところを見ていただきますと、税率、あと資産割、失礼しました、介護分につきますと、所得割、均等割が減額してありますので、概ねこの40から65歳、この間の被保険者の方々がいらっしやるところは、トータル的には税額が低くなるという傾向にあります。

ただ、先ほど議員が仰いますように、所得が高い世帯でありましたり、均等割も割合としては増えておりますので、そういったところは一般的な話で言いますと、高くなる傾向にあります。

先ほどの具体的な話でございますが、例えば30代世帯、夫婦が30代世帯で4人家族

のところでございますと、例えば所得が 200 万ある世帯では、6,200 円、前年度より増えるという試算を行っております。

また、70 代の 2 人家族の世帯でいきますと、これも介護分がないわけですがけれども、ところでは、5,000 円増えるというような試算を行っているところです。以上です。増えるところにつきましては以上です。

○議員（8 番 大森 正治君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大森議員。

○議員（8 番 大森 正治君） 今のは以前にももらっていた資料のなかにあったと思うんですよ。モデル世帯はこうなりますよということで。私が質問しているのは、全体としてこの被保険者の数はどうなるのかと、増える世帯はどれくらい、それから全体として総額どれくらいその人たちは増えるのかというのを示して欲しいんですよ。この所得が分かったわけですから。昨年度の所得が分かったわけですから、もう今の時点では。ですから、そういうふうな具体的な数字をね、全体の数字を示して欲しいんですよ。

もし試算していらっしゃるなら、そういう資料があるなら出して欲しいし、もし試算していらっしゃらないなら、早急に試算をしてね示して欲しいと思いますが、これ要求も含めてですが、いかがでしょうか。最後ですので、よろしくお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長、休憩をお願いします。

○議長（杉谷 洋一君） 休憩します。

午前 10 時 27 分休憩

午前 10 時 29 分再開

○議長（杉谷 洋一君） 答弁整備ができたようなので、ただいまから再開します。
町長。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。今、担当課がずっとモデル的だという話をしておりましたが、実際に負荷をするのが、6 月の頭ですので、実際負荷をしてみないと、どういうふうが増えた、減ったとなるかというのは分からない状態です。で、それ以降であれば、前年度と比べて何世帯増えた、減ったというのが出せると思いますが、ただその増えた、減ったに関しては、当然制度変更以外に掛かる部分で、前年の所得と今年度の所得でどれくらい変わっているか、というところも当然影響してきますし、その世帯の年齢構成だったり、人員構成によっても変わってきますので、一概にその増えた減ったは出せますけれども、この制度によってどうなったかというところには出ないものというふうに考えております。

○議長（杉谷 洋一君） その他ありませんですか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（杉谷 洋一君） 10 番 近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君） 例年だと事前にもっと詳しい資料をいただけるんですけども、今年はそういう資料を全くいただかないまま、私も質問するので、ちょっと質問もうまく整理できないところがあるかもしれませんが、まあよろしくお願いします。

たくさん聞いていきますので、一つ一つメモをとっていただきたいと思いますが、まず平成 31 年度、今年度ですね、医療費をいくらぐらい見込んでおられるのか、総額並びに一人当たりの医療費、どのくらい見込んでおられるのかご説明をお願いします。

それから合わせて今年度の国保税の徴収率ですね、94%見込んであるということですが、これは例年並みなんでしょうか。前年度と比べてどうなのか、そういったことも含めて、今年度の徴収率、どのような根拠に基づいて設定しておられるのか、説明をお願いします。

それからですね、一人当たりの調定額についてお尋ねしたいと思いますが、議案を見ますと税率なり、それからまあ一人当たり、世帯当たりの単価、基本的にそれぞれ少しずつですけども、上がっているにもかかわらず一人当たりの調定額が今回 3,200 円下がると。税率などは上がっているのに、一人当たりの調定額が下がる理由について説明いただきたいと思います。

それからですね、私は、現在大山町の国保は 40 代の現役世代と、それから 65 歳以上の高齢者の方との負担の割合が著しく格差があるというふうに思っております。そこでお尋ねするんですけども、65 歳以上のご夫婦 2 人世帯で、お二人とも年金収入の場合、この年金所得が国保の課税上、所得ゼロになる最大値、年金を例えば、年金をいくらもらって、最大いくらもらってる場合にその所得がゼロと計算されるかということについてご説明いただきたいと思います。

それから先ほど申しましたように、現役世代と高齢者の負担の格差が非常に大きいと思っているんですけども、これについてどのように執行部は考えておられるのかということと、合わせて国保の運営協議会でそのことに関してどのような議論があったのかといったこと、これについて取り敢えず説明をお願いいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） それぞれ担当課からお答えをいたします。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） まず医療費の一人当たりの見込みですが、傾向としまして 29 年度、30 年度見込み、まだ 30 年度については見込みの状態です数字が出ておりませんが、それを踏まえますと、令和元年につきましては、42 万円程度、一人当たりの医療費ですけども、42 万円程度になるのではないかと推測いたします。

それと、一人当たりの調定額が下がっている・・・（「ああ、ちょっとすみません。その前に一人当たりで42万で総額はいくらになるんですか」と呼ぶ者あり）総額につきましては、トータル分につきましては、これも統計的な傾向でございますけれども、この5年間増減はありますけれども、概ねだいたい1億8,000万で推移しておりますので、あ、失礼しました、18億で推移しておりますので、だいたいこれぐらい、18億程度かなというふうに思っております。

それと一人当たりの調定額は、下がっている、なんて言いますか理由ですけれども、先ほど来から説明させていただいておりますように、この計算にあたっては、県が提示しました国保事業費の納付金を基に試算をしているところです。それに合わせて令和元年度につきましては、一般会計からの繰り入れもあり、それと収納率、保険料の軽減ということで、基金からの繰り入れ、そして一般会計からの繰り入れもするようにしております。その結果、試算した結果、一人当たりの調定額がそれぞれ下がっているということでございます。

あと、現役世代との格差でございますけれども、その分につきましては、今後、格差につきましては、解消することが望ましいところでございます。そのことも踏まえて今後検討させてもらえたらというふうに思っております。以上です。

○税務課長（二宮 寿博君） 議長、税務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 二宮税務課長。

○税務課長（二宮 寿博君） 質問のありました徴収率の設定ということでございますが、医療費給付分につきましては、31年度の見込みは4月末現在で96.46、後期支援金部分が94.73、介護給付金91.06%、というふうになっております。だいたい平成30年度の徴収率を若干上回るところで最終的にはなるかと思えます。

で、この運協の5ページに示してあります上の段にあります収納率の見込みということですが、30年度、31年度の徴収率からいけば可能な数字であると考えております。

それともう1点、65歳以上の年金をもらわれています方が、所得がゼロになる数字がいくらかということですが、65歳以上、基本的に年金からは120万円控除があって所得を求めます。で、保険税につきましては、その所得から33万円を引いたところが課税所得となるようになっておりますので、120万円足す33万円、153万円、これが課税所得がゼロになる数値と考えております。以上です。

（「格差についての運営協議会での議論についての答弁がありません」と呼ぶ者あり）

○議長（杉谷 洋一君） 答弁漏れですか。じゃあ。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） このことにつきましては、運営協議会では特段ご意見

はなかったかと思います。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） 担当課、執行部のほうでもですね、現役世代と高齢者の方の負担の格差が非常に大きいということは、どうもご認識いただいているようなんですけれども、非常に生活に密着する国保の負担について、国保のことに、そういったことについての議論がなかったと、先ほど野口俊明議員の審議会で、どういう意見が出たかという質問にも、こういう質問が出ましたという答弁はありましたが、こういう意見があった、こうすべきだみたいな話は、少なくとも今の担当課長の話からは、全くなかったわけで、要は執行部の提案についてあまり大した疑問もなく、その通りだねという程度の答申しかなかったように聞こえたわけですけども、それで果たして本当に今の国保運営協議会、機能していると言えるのか、ちょっと心配になるんですけども、そういったことについてのご見解をいただきたいということと、それから税務課長のほうからの説明がありました。例えばご夫婦で合わせて300万円の年金収入があっても、それについては、所得はゼロで計算されると、となると均等割と平等割、しかも所得がゼロの場合は、7割軽減が掛かります。所得ゼロで65歳から75歳までの間の2人世帯で、この税率だと国保税額の負担はいくらになりますか。

合わせて事業所得が300万円で、40歳以上のご夫婦プラスお子さん2人、この場合の国保の税額はいくらになりますか。そんなに難しい計算じゃないと思うのですぐ計算してみてくださいと思いますが、それから今年度の医療費をどう、いくらも見込んでいるかということ、18億と。非常に大雑把な数字だなと思ったんですけども、30年度の見込みは18億、約18億4,000万円の見込みのようです。それで、一人当たりの医療費は年々増えていくということが見込まれるということのようですけれども、それで18億の見込みで間違いはないのでしょうか。もっと多くなりませんか。多くなりはいしなにか、大丈夫ですかということでご説明いただきたいと思いますが、それから一人当たりの医療費が42万円と。いただいている資料には、過去の医療費の一人当たりの医療費の推移が分かるようなものがないので、この一人当たり42万円というのが妥当なのかどうか、ちょっと分からないんですけども、仮に一人当たりの医療費が42万円とした場合にこれは平成30年度の見込み及び予算時点での計算した数字に比べて何%の割合の数字なんのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） まず始めに、運営協議会の機能と申しますか、そういったもの見解でございますけれども、ちょっと私も説明が足りなかった部分もありますが、この税率、税額を試算する考え方をいろいろご質問いただきまして、それに対する

ご意見なり、そういったものをいただいたところでございます。

それと合わせて大きく医療費の今後の、繰り返しになりますけれども、今後の町全体の医療費なり健康づくりの在り方について、ご意見をいただいたところでございますので、運営協議会としましては、しっかりと機能していただいているというふうに思っております。

それと先ほどの 18 億という数字でございますが、その運営協議会の資料の 4 ページの上の段に、これまでの医療費の推移なり加入者の数字が載っております。ご覧いただきましたように医療については、トータルの運営部分については変わってはおりませんが、年間の被保険者数が概ね毎年減ってきているという傾向にございます。その人数が減る、一人当たりの医療費としては増える、そういった意味合いでトータルとしては、この傾向から見ても、早々変わらないのではないかなというふうに考えております。

それとまあ、一人当たりの医療費 42 万円というふうに申し上げましたですけども、これにつきましても、令和元年度、この過去の数字を見ていただきましても、非常に増減がございまして、一概にいくらということは申し上げにくいところがございます。そのことも踏まえて先ほど一つの試算としまして一人当たり 42 万円というようなことを説明させていただいたところでございます。

その上で、何%ぐらい上がるのかということでございますが、30 年度見込み、計算の上では、30 年度見込みの数字とそんなに変わらない数字になっておりますが、今一度、もちろん 30 年度の医療費が確定したうえで、今後のことは検討していきたい、検討していきたいと言いますか、あらためて検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 答弁はそれで終わりですか。まだですか。

〔 「今、税務課長の答弁待ちです」と呼ぶものあり 〕

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 今、税務課長が計算しておりますので、ちょっと 2 回も休憩するのはどうかと思いますので、担当課がなかなか答えにくかったようなところを答えたいと思いますが、まずその国保の運協が機能しているのか、という疑問をいただきましたけれども、9 名委員さんがいらっしゃってそれぞれ医療機関代表、そして公益代表、被保険者代表ということで様々な立場からご議論をいただいているところであります。当然具体的な金額で、先ほど大森議員から質問があったように、何世帯増えたんだとかそういう細かいところまでは、実数として出しにくい面がありますので、モデル的にお話をしていますので、当然、もの凄いい細かい議論というところにまではなりませんけれども、それぞれの立場において、やはり少しでも負担は少ないほうがいいとか、継続的な運営ができるようにして欲しいとか、様々な意見をいただいております。それによって答申

をいただいているわけでありますので、十分に機能は果たしているというふうに思っています。

さらには、その後最終的に条例改正するにあたっては、専門的な知見を有していらっしゃる議員の皆さんにも審議をいただいて、議決をいただくわけですので、そういった補完関係になるのかもしれませんが、国保の運協だけで最終決定をしているところではないという部分を見て踏まえると、適切なお意見をいただいて十分に機能しているものというふうに考えております。

それと、そろそろ計算ができたようですので、もう1個だけ、医療費の懸念の部分が近藤議員からありましたけれども、今までの国保広域化をするまでの国保税の計算でいきますと、やはりその単年度ごとの医療費をいくら見込むのかによって決算をしてみたら、見込んだ医療費より多すぎて、国保財政が赤字になってきたわというようなことが確かにありました。ただ国保の広域化によりまして、県に対して納付金を払うということになりまして、その県が提示した納付金を収めるわけですが、単年度で医療費がたとえ伸びたとしても、その財政的に急に今までのように国保財政が赤字になるということがなくて、複数年の平均の医療費でまた後年度以降、次年度以降の納付金が変わってきますので、次年度以降の納付金額には当然跳ね返ってくる部分があるかもしれませんが、単年における国保の財政に大きな影響が出るというところがないのが広域化のメリットの一つかなというふうに思っております。

もうちょっと時間が掛かるようではありますが、もう一つその県の提示の納付金あるいはその調定額がなんで下がっているかという、大森議員からの質問がありましたが、要因としては、県の提示の納付金下がっていることと、その提示後の調定に至るまでに、町として基金を繰り入れている等がありますが、その納付金自体が下がっているというのは、広域化した際に、国が約束している各都道府県の広域化をした際には、国が財政支援をしますよというようなところもありますので、大きく今までの制度と変わっているところとしては、国からの財政支援が新たにあるというところが、大きいのではないかなというふうに考えております。以上です。

○税務課長（二宮 寿博君） 議長、税務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 二宮税務課長。

○税務課長（二宮 寿博君） 先ほどありました65歳以上で二人世帯所得なしの場合です。ね、年間でお二人で3万8,000円となります。それと40代子ども2人、4人世帯所得が300万円の場合、年額が49万5,200円となります。以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） 所得ゼロと言っても、年金収入が年間に夫婦で300万あっても国保の保険税は、3万8,000円と。しかも場合によっては、この方々はいくら

医療費を使われても、医療費をかなり使われても、一人当たり、自分で窓口負担する医療費はかなり少ない場合があるというふうに思われます。

一方でですね、現役世代、40代でおんなじ300万の所得の家庭だと約50万と、片や2人暮らしで3万8,000円の国保税が、4人で50万と。おんなじ収入でこれだけ開きがあると。これ余りにも格差が大き過ぎるんじゃないでしょうか。

担当課長は、これについては是正について考えたいというような説明も先ほどありましたけれど、町長のご認識、ご見解をお尋ねしたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 現役世代と高齢者世帯の格差というところですが、近藤議員が提示されたのはあくまでも一例であって、やはりその世帯構成であるとか、所得の多い少ないによって当然国保税というのは変わってきますので、一概にそうとも言い切れないというところであると思います。

一番大きな理由としては、町の国保税あるいは税率の設定というよりも、その年金所得に対する控除額の大きさだというふうに考えておりますので、これは税制全体を国で変えていただかなければ、格差は解消しないというふうに考えております。所得が多い、若い世代、事業所得というような例を近藤議員が仰られましたけれども、どういった事業をされるかによりますが、例えばいろいろと計算をさせていただいて個人事業主でやった場合の所得税、国保税、いろいろ含めた税金と、例えば法人なりした場合にどうなるか、そういったところをそれぞれ検討されて事業者も法人なりをしたり、そうでなかったりということをそれぞれ判断をしてるものというふうに思っております。現役世代においては、そういうような選択が、高齢者世帯に比べていくつかまだ残されているところを考えると必ずしも選択肢、凄い格差があって、若い人だけが負担を強いられている状況ではないというふうに考えております。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（杉谷 洋一君） 10番 近藤議員。原案に対する反対討論ですね。

○議員（10番 近藤 大介君） 反対討論です。

○議長（杉谷 洋一君） はい、どうぞ。

○議員（10番 近藤 大介君） 本案について反対の討論をいたします。2年前に若い町長が誕生して大山町政もますます発展していくことを期待していたんですけれども、近頃、非常に町長に対しては失望することが増えて参りました。今回の条例提案についても、事

前の説明が極めて不十分、町民の暮らしに密着するところで、しかも場合によっては税率が上がっていく対象の人があるにも関わらず、きちんと丁寧な説明をしようという姿勢が見られないことは非常に残念に思っております。

今回の改正、昨年度のですね、資産割の廃止に伴って、戸惑うところも影響があるわけですが、先ほどの質疑でも明らかになっているようにですね、資産割を廃止することによって、固定資産のある高齢者を含む世帯については、少しですが国保税が減額になっている方が多い。一方で、資産をお持ちでない、特に現役世代については、保険税が上がってきています。そして、先ほどの質疑でもわかったように、同じ世帯収入が300万あるにも関わらず、片方は2人世帯で保険税が3万8,000円、片方は現役世代で4人家族でおんなじ300万の収入なのに、所得なのに、50万の保険税の負担がある。この現役世代には、50万の保険税にプラスして、およそ40万の国民年金の支払いが入るわけです。300万の可処分所得のうち、90万が社会保険料で引かれる、片方は300万円の年金収入で4万円しか引かれない、3万8,000円しか引かれない。この格差は余り物には大きすぎるというふうに思っております。

この格差は、所得割をですね、もっと下げて均等割を引き上げることによって、ある程度は改善するように個人的には思っておりますが、そういったことの検討も十分にできていないまま、現役世代にだけ負担を押し付けていく、今の執行部の姿勢を私は容認することができません。

よって本案には断固として反対をいたします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、原案に賛成の発言を許します。ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に反対の発言を許します。ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に、原案に対して賛成の発言を許します。ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（杉谷 洋一君） これで本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第 4 回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行います。ご起立ください。一同礼。着席。

午前 10 時 56 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 杉谷 洋一

署名議員 岡田 聰

署名議員 野口 俊明